

遊佐町の健全な水循環を保全するための条例

平成25年7月1日施行（一部は平成26年1月1日施行）

目 的（第1条）

健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。

基本理念（第2条）

- (1) 地下水及び湧水を公共水と位置付け、町、事業者及び町民等は、健全な水循環の保全に関する施策を連携・協働して推進しなければならない。
- (2) 地下水脈の保全を図る施策は、予防原則に基づくものでなければならない。

定 義（第3条）

- (1) **水循環** 自然界において、降水が地表水として又は地中に浸透し地下水として流れて海に至り、その過程において大気中に蒸発して再び降水になる一連の水の動きをいう。
- (2) **健全な水循環** 地下水の涵養や水の浄化など水循環の有する機能が十分に発揮され、人間の社会生活の営みと水環境その他の自然環境の保全との適切な均衡が確保されている状態をいう。
- (3) **予防原則** 健全な水循環に、長期にわたり極めて深刻な影響又は回復困難な影響をもたらすおそれがある場合においては、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせる理由とはせず、その原因となる行為や将来の影響について、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じて予防的な対策を講ずる原則をいう。

責 務（第4条～第6条）

- (1) **町の責務** 基本理念にのっとり、健全な水循環の保全を図る施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- (2) **事業者の責務** 基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、水資源の適正な利用に努めるとともに、当該事業活動が健全な水循環の保全に影響をもたらすおそれがあるときは、必要に応じて予防的な対策に自ら努め、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- (3) **町民等の責務** 基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

1 水循環保全計画の策定 (第7条)

2 水源保護地域の指定 (第8条)

3 水源涵養保全地域の指定 (第9条)

4 水源保護地域・水源涵養保全地域の指定手続き (第10条)

水源保護地域・水源涵養保全地域における事業規制

5 規制対象事業の禁止 (第11条)

(水源保護地域)

6 吐出口の断面積が4cm²を超える井戸の設置の禁止 (第12条)

7 協議対象事業の指定 (第13条)

8 協議対象事業の事前協議 (第14条)

10 規制対象事業の指定
(16条)

9 説明会の実施 (第15条)

13 事前着手の禁止
(第18条)

14 事業の中止及び原状回復命令
(第19条)

11 規制対象事業であるか否かの認定 (第17条)

該当 → 5

12 必要な指導 (第14条第4項)

事業着手

非該当

